

死亡保険金から支払う役員死亡退職金の取り扱い

山口 昇 税理士

税務相談 Q&A

Q

当社は新潟県内で土木工事業を営む株式会社です。当社の代表取締役社長は病氣療養中でしたが、懸命の治療にもかかわらず、過去の役員在任期間中の功労に対して、役員死亡退職金や弔慰金を支給することを予定しています。幸いに、社長を被保険者、会社を受取人とする生命保険(A生命保険会社、B生命保険会社にそれぞれ死亡保険金五〇〇〇万円ずつで合計一億円)に入っているため、これを原資に支払う予定です。支払いを受け取ることとなる死亡保険金とこれから支払う役員死亡退職金の税務上の取扱について、お教え下さい。

A

死亡保険金の益算入時期

法人が役員または使用人を被保険者とし、受取人を法人として生命保険に加入している場合において、その保険契約に係る被保険者が死亡した場合のその受け取る生命保険金の収益計上時期は、被保険者の死亡の日とするか、実際に保険金を受け取ったときとするか、あるいは退職金の原資として契約していたものについては、その退職金の支払いとリンクして収益計上を行う等々が考えられます。

しかし、死亡保険金の受け取りとその被保険者の死亡による退職金の支払いは、おのずと次元の違いであり、税務上は、保険会社からの支払通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入することになります。

ただし、正当な理由がないにもかかわらず、決算日間近に死亡した場合等に保険金請求を翌期にすることにより保険金の支払通知の結果として遅らせ、収益計上時期を意図的に操作することは認められません。

なお、資産計上した保険積立金がある場合は、その保険積立金を取り崩して受け取る死亡保険金との差額を雑収入として計上します。定期保険等で支払保険料が期間費用とされている保険の場合は、受け取る死亡保険金

の全額を雑収入に計上することとなります。

役員退職給与の取り扱い

法人が退職した役員に対して支給した退職給与の額が、その役員その人の業務に従事した期間、その退職の事情、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額は、損金の額に算入されません(令七〇①二)。

役員退職給与の損金算入時期は、原則として株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度であり、例外規定として法人がその退職給与を支払った日の属する事業年度においてその支払った額を損金経理する場合も認められることになっています(法基通九・二・二八)。

その役員の退職給与が不当で高額であるか否かについては、多くの裁判の判示があり、その判示を大別すると、功績倍率の最高率を適用したものと、

や、国家公務員等退職手当法の規程を適用したもの等があります。ちなみに、功績倍率方式で適正額を算出する場合の算式は次の通りです。

役員退職給与の適正額 ÷ 最終報酬月額 × 勤続年数 × 比較法人の功績倍率

保険金と退職金の関係

法人(特に同族会社)がその会社の社長及び幹部役員等を被保険者として、生命保険契約を行い、社長等が万一死亡した際に、会社の経済基盤を保ちつつその社長等の家族の保障、社長等の死後における会社の資産状態の補強、収益の一时的な落ち込み等々を補填するために、死亡保険金を付保することが多く見られます。

しかし、收受する保険金とその社長等に対する退職金とはまったく関連がないものであり、言い換えればその收受した保険金は法人が保険契約のもとで收受したものであるのに対し、他方、その社長等が死亡によって退職したのとは、病氣死亡によって退職されたのであって、死亡退職金は過去の役員在任中の功績等に対する適正額を支払うもので、保険金をいくら收受したかは関連がないものといえます。

税負担の平準化策

今回の相談の具体的内容は不明ですが、事例で説明すると表1のようになります。

これによると、せっかく社長の死後の事業が軌道に乗るまでの運転資金等として保険金を受け取っても、課税さ